

魚野川水辺プラザのあり方を考える懇談会

設立趣意書(案)

魚野川は、平成 23 年新潟・福島豪雨出水及びその後の出水により、滞筋の位置が変更され河道内の土砂堆積も進行した。特に魚野川と信濃川の合流点付近にある長岡市川口地先では、流下能力が不足しており、河川管理上その解消が急務となっている。

一方、川口地先には魚野川水辺プラザが設置されており、「信濃川・魚野川の合流する水辺景観の保全と活用」を基本方針として平成 14 年に整備されて以降、地域交流拠点の場・子供たちが川を学ぶ場として活用されてきている。

信濃川河川事務所が検討している川口地先の流下能力向上に向けた対策は河道掘削であるが、河道掘削をする際は、水辺プラザの一部区域が影響を受ける。あわせて、当該地先で流入する相川川について合流方法を改良することも必要である。

本懇談会は、水辺プラザの今後の整備に向けて、水辺プラザ周辺の地域特性及び水辺プラザ利用ニーズ、川口地先の自然環境を踏まえた地域に望まれる水辺プラザのあり方に関して助言をいただくものである。

魚野川水辺プラザあり方を考える懇談会 規約(案)

(名称)

第1条

本会は「魚野川水辺プラザあり方を考える懇談会」(以下、「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条

委員会は、水辺プラザの今後の整備に向けて、水辺プラザ周辺の地域特性及び水辺プラザ利用ニーズ、川口地先の自然環境を踏まえた地域に望まれる水辺プラザに関して助言を行うものである。

(委員会)

第3条

1. 委員会の構成は別紙のとおりとする。
2. 委員長は会務を総括する。
3. 委員長は委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 委員長は、不測の事態に寄りその職を果たせない場合の代理を、委員の中から指名できる。

(事務局)

第4条

1. 委員会の事務局は、国土交通省信濃川河川事務所調査課に置く。
2. 事務局は委員会の運営に関して必要な事務を処置する。

(雑則)

第5条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

第6条

この規約は平成26年 月 日から施行する。

魚野川水辺プラザあり方を考える懇談会 委員名簿(案)

【委員長】

長岡技術科学大学名誉教授	早川 典夫
--------------	-------

【委員】

日本大学理工学部教授	安田 陽一
------------	-------

元長岡市立科学博物館長	西山 邦夫
-------------	-------

長岡市川口支所長	長谷川 久
----------	-------

川口町商工会婦人部長	佐藤 栄美子
------------	--------

魚沼漁業協同組合組合長	皆川 雄二
-------------	-------

西川口地区総代	小宮山 正久
---------	--------

游川の会代表	真島 松栄
--------	-------

いきいき田麦山代表	森山 実
-----------	------

信濃川河川事務所長	福渡 隆
-----------	------

※敬称略